

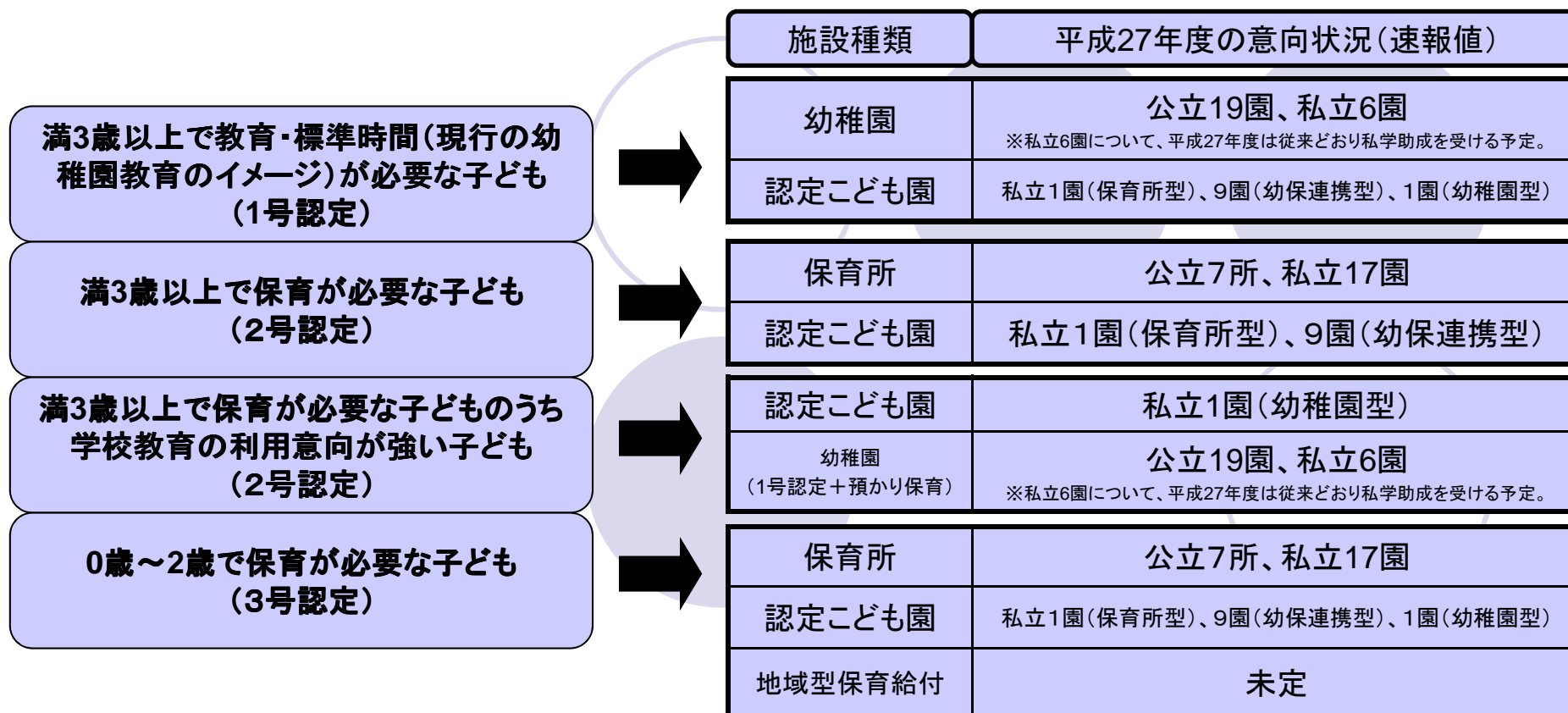
教育・保育給付等の 確保方策の検討について

平成26年度第2回八尾市子ども・子育て会議
子ども・子育て支援事業計画策定部会

平成26年7月24日

1. 教育保育給付の認定区分ごとの確保方策

- ・認定区分ごとの確保方策として、以下のような対応が考えられる。
(地域型保育給付については、小規模保育のA型のみ活用する)



※平成27年度の意向状況について、検討中の私立幼稚園・保育所については除いています。

現在、施設への意向調査の集計中であるため、確保方策の具体的な数値については、次回の専門部会(8月末ごろ)でお示しする。

2. 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

事業	事業の目的・概要	確保方策の方向性(案)	事業量
利用者支援事業 【新規】	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、新制度において新たに整備するもの。	地域子育て支援拠点事業の事業者や認定こども園と連携を図るとともに、人材育成を進めつつ、中学校区単位での設置ができるよう、見込み量の確保に取り組む。	全体及び圏域で設定
時間外保育事業 (延長保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定子ども園等において保育を実施する事業で、現在、本市では全ての私立保育所において実施している。	これまでの実績を踏まえつつ、多様化するニーズに対応できるよう、引き続き、市内のすべての保育所(園)で実施することにより、見込み量の確保に取り組む。	全体で設定
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業で、現在、市内28小学校に開設している。	これまでの実績を踏まえつつ、公立の小中学校内を中心にクラブを設置し、見込み量の確保に取り組む。なお、取り組み推進にあたっては、すべてのクラブにおいて基準を満たせるよう、保育環境の改善に取り組むとともに、放課後こども教室との事業統合について検討を進める。	全体及び圏域で設定
子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病等により家庭での養育が一時的に困難となった児童を、施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、現在受け入れ施設は3ヶ所となっている。	これまでの実績や事業の性質を踏まえつつ、現状のサービス量を維持することにより、見込み量の確保に取り組む。	全体で設定
乳幼児全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4ヶ月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	4ヶ月児健康診査までに、乳児がいるすべての家庭を訪問することにより、見込み量の確保に取り組む。	全体で設定

2. 地域子ども・子育て支援事業の確保方策(続き)

事業	事業の目的・概要	確保方策の方向性(案)	事業量
養育支援訪問事業	<p>養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し養育に関する指導・助言を行うことにより、家庭における適切な養育の実施を確保する事業。</p>	<p>事業に関する情報提供を十分行い認知度を高めるなど、利用促進を図りながら、子育てに不安を抱える保護者のニーズに対応できるよう、見込み量の確保に取り組む。</p>	<p>全体で設定</p>
地域子育て支援拠点事業	<p>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業で、現在、市内には、つどいの広場が12ヶ所、地域子育て支援センターが3ヶ所となっている。</p>	<p>これまでの実績を踏まえつつ、きめ細やかな対応が引き続き行えるよう、つどいの広場3ヶ所の増設を図り、中学校区に1ヶ所を配置することにより、見込み量の確保に取り組む。</p>	<p>全体及び圏域で設定</p>
一時預かり事業	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対して、主として昼間に、保育所、認定子ども園等において、一時的に預かりが必要な保護を行う事業で、現在、本市では全ての私立保育所において実施している。</p> <p>また、幼稚園での在園児を対象とした預かり保育については、公立幼稚園全園で15時30分までの預かりを、私立幼稚園全園においても、在園時間が8時から11時間までの預かり保育を実施している。</p>	<p>幼稚園の預かり保育については、教育のみを必要とする人への子育て支援策の充実が図れるよう、これまでの実績を踏まえつつ、現状のサービス量を維持することにより、見込み量の確保に取り組む。また、幼稚園を利用し保育を必要とする人の預かり保育のニーズへの対応については、幼稚園の認定こども園化の動向を踏まえるとともに、私学助成を受ける幼稚園での長時間預かり保育との連携協力を求めながら、見込み量の確保に取り組む。</p> <p>さらに、保育所での一時預かりなど、その他の一時預かりについては、これまでの実績を踏まえながら、現状のサービスを維持することにより、見込み量の確保に取り組む。</p>	<p>全体及び圏域で設定</p>

2. 地域子ども・子育て支援事業の確保方策(続き)

事業	事業の目的・概要	確保方策の方向性(案)	事業量
病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業で、現在、本市では、病児・病後児型は病院1ヶ所、保育所1ヶ所を実施し、体調不良児対応型は保育所4ヶ所を実施している。	これまでの実績を踏まえつつ、体調不良児型の実施施設数を増やすことにより、見込み量の確保に取り組む。	全体で設定
子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター・就学児)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望するものとの相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。	これまでの実績や事業の性質を踏まえつつ、現状のサービス量を維持することにより、見込み量の確保に取り組む。	全体で設定
妊婦検診	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に医学的検査を実施する事業。	母子健康手帳交付の際に検診の受診を促すなど、見込み量確保に取り組む。	全体で設定

一時預かり事業のうち、幼稚園の預かり保育については、施設への意向調査の結果を踏まえ修正が必要となる可能性があるため、その場合の考え方は次回の専門部会(8月末ごろ)でお示しする。